

宇部市耐震改修促進計画
【建築物の土砂災害対策改修編】

平成27年11月

宇 部 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の目的 - 1

第 2 節 計画の位置付け - 1

第 2 章 建築物の土砂災害対策改修の促進を図るための施策に関する事項

第 1 節 建築物の土砂災害対策改修に係る基本的な取組方針 - 1

1 市の役割 - 1

2 県の役割 - 1

3 建築関係技術者の役割 - 2

4 建築関係団体の役割 - 2

5 建築物所有者等の役割 - 2

第 2 節 建築物の土砂災害対策改修の促進を図るための支援策の概要 - 2

1 市が実施する支援策 - 2

2 県が実施する支援策 - 3

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

「宇部市耐震改修促進計画」【建築物の土砂災害対策改修編】（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震化と併せて、土砂災害特別警戒区域内に存する既存不適格建築物の土砂災害対策改修を促進し、がけ地の崩壊等から市民の生命を守り、もって市民の安心・安全を確保することを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「宇部市耐震改修促進計画」のうち、建築物の土砂災害対策改修に係る事項について定めました。

第2章 建築物の土砂災害対策改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 建築物の土砂災害対策改修に係る基本的な取組方針

市、県、建築関係技術者、建築関係団体及び建築物所有者等は、以下に示す役割分担のもと、連携を図りながら、土砂災害対策改修を促進します。

1 市の役割

市は住民の最も身近な立場から、建築物の土砂災害対策改修の促進のための以下の施策を実施していきます。

① 土砂災害対策改修を促進するための計画の策定

- ・ 市耐震改修促進計画への位置付け、見直し

② 土砂災害対策の促進

- ・ 民間建築物の土砂災害対策改修の支援措置の促進

③ 建築物所有者等に対する土砂災害対策改修に関する情報提供等

- ・ 土砂災害ハザードマップの策定による注意喚起
- ・ 建築物所有者等に対する土砂災害対策改修に関する情報提供等
- ・ 土砂災害対策改修相談窓口の設置・運営

④ 県、建築関係団体等との連携

2 県の役割

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町及び関係団体等と連携しながら以下の施策を行います。

① 土砂災害対策の促進

- ・ 民間建築物の土砂災害対策改修の支援措置の促進

② 技術者養成

- ・ 土砂災害対策改修に関する講習会等の実施による技術者の養成

③ 建築物所有者等に対する土砂災害対策改修に関する情報提供等

- ・ 土砂災害ハザードマップによる注意喚起
- ・ 建築物所有者等に対するHP,パンフレット等による普及啓発、情報提供
- ・ 土砂災害対策改修相談窓口の設置・運営

④ 市町、建築関係団体等との連携

- ・ 市町間調整等
- ・ 市町、建築関係団体等への情報提供、技術的支援等

3 建築関係技術者の役割

県、市が実施する土砂災害対策改修を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切な助言等、以下のことに努めることとします。

① 建築物所有者等に対する助言

- ・ 建築物所有者等に対する土砂災害対策改修に関する適切な助言

② 土砂災害対策改修の実施

- ・ 土砂災害対策改修に係る業務の適切な実施

③ 技術力の向上

- ・ 土砂災害対策改修の講習会等の受講等による技術力の向上

4 建築関係団体の役割

県、市が実施する建築物の土砂災害対策改修を促進するための施策への協力や、中立的な立場から以下のことに努めることとします。

① 建築物所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・ 土砂災害対策改修に関する助言

② 技術者の養成

- ・ 土砂災害対策改修に関する技術者研修の実施等

③ 県、市との連携

- ・ 土砂災害対策改修の促進のため、県、市への協力

5 建築物所有者等の役割

建築物の土砂災害対策改修は、所有者等自らの問題として取組むことが不可欠であり、所有者等は自らが所有・管理する建築物の土砂災害対策改修の促進に努めることとします。

第2節 建築物の土砂災害対策改修の促進を図るための支援策の概要

建築物の土砂災害対策改修をより一層促進するために、市は県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度により建築物の土砂災害対策改修の促進を図ります。

1 市が実施する支援策

市は、国及び県の補助事業等を活用して、土砂災害対策改修を行う者に対する支援制度等の実施により、建築物の土砂災害対策改修の促進を図ります。

2 県が実施する支援策

市が建築物所有者に対して土砂災害対策改修に要する費用を助成する場合、県は市が補助する費用の一部を助成することにより、一層の土砂災害対策改修の促進を図ります。